

平成29年12月26日
中部地方整備局
中部運輸局

中部初「地方踏切道改良協議会」を 愛知県踏切道改良協議会合同会議として開催します ～踏切道対策の推進に向けて～

国土交通省では、昨年度、改正踏切道改良促進法に基づき、全国587箇所（中部管内110箇所）の指定を行っています。

今回、愛知県内の指定踏切道（69箇所）のうち、12箇所（県道、市道）の踏切道について、中部初の地方踏切道改良協議会を、愛知県踏切道改良協議会合同会議として開催しますのでお知らせします。

地方踏切道改良協議会は、道路管理者、鉄道事業者及び広域的な観点・専門的な知見を有する行政機関等によって組織され、地域の実情に応じた踏切道対策の検討等、地方踏切道改良計画の作成及び実施等に関し必要な協議を行い、指定された踏切道の対策促進を図るものです。

今後、他の指定踏切道についても地方踏切道改良協議会の開催に向けた準備を進めて参ります。

記

- 日時：平成29年12月27日（水）10：00～12：00
- 場所：愛知県三の丸庁舎 8階 801会議室
名古屋市中区三の丸2丁目6-1
- 議事内容：愛知県内の指定踏切道（12箇所）の改良計画について

<取材について>

取材については、冒頭挨拶及び議事次第2. 設立趣旨までとさせていただきます。
ご協力をお願いします。

【配布先】中部地方整備局記者クラブ、東海交通研究会

【問い合わせ先】

（会議全般、道路に関するもの）

国土交通省中部地方整備局道路部地域道路課 課長 廣瀬 昌俊
課長補佐 大竹 庸訓
電話：052-953-8170（地域道路課 直通）

（鉄道に関するもの）

国土交通省中部運輸局鉄道部技術課 課長 城山 浩
専門官 井出 欽也
電話：052-952-8032（技術課 直通）

地方踏切道改良協議会

○地方踏切道改良協議会は、道路管理者、鉄道事業者及び広域的な観点・専門的な知見を有する行政機関等によって組織され、地域の実情に応じた踏切道対策の検討等、地方踏切道改良計画の作成及び実施等に関する必要な協議を行うものです。

法指定

▽H29.1.27

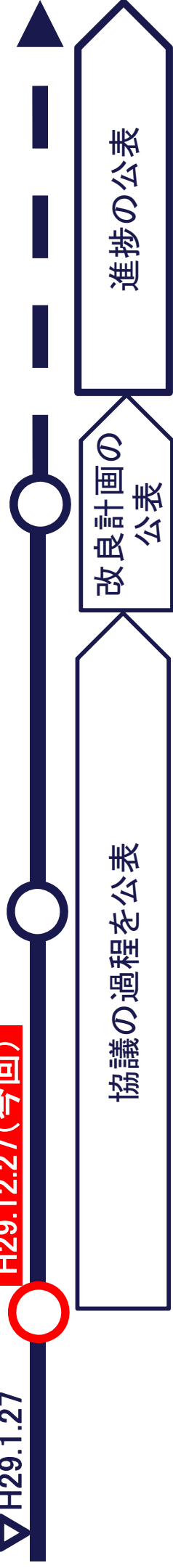
協議会開催

H29.12.27(今回)

協議会開催

踏切道改良計画の作成

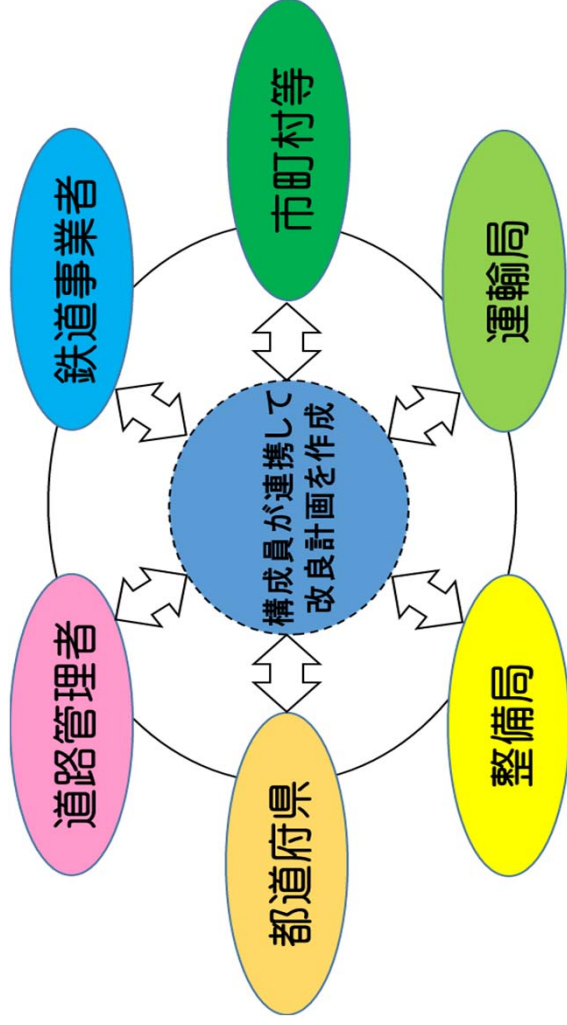
対策の実施



愛知県踏切道改良協議会 合同会議

■協議会の構成

■合同会議の構成
(愛知県内の指定踏切道12箇所)



- ・道路管理者
- ・鉄道事業者
- ・愛知県(所在地県)
- ・中部地整整備局
- ・中部運輸局
- ・愛知県警察本部

愛知県踏切道改良協議会合同会議 協議対象箇所

位置		鉄道			道路		該当する指定基準 (踏切道改良促進法施行規則)				
位置	名称	事業者	線名	種別	路線名	第2条第1号	第2条第2号	第2条第3号	第2条第4号	第2条第5号	第2条第6号
愛知県名古屋市緑区	有松1号	名古屋鉄道(株)	名古屋本線	県道	新田名古屋線	第2条第1号	第2条第2号	—	—	—	—
愛知県岡崎市	岡崎街道	東海旅客鉄道(株)	東海道線	県道	岡崎西尾線	第2条第1号	—	—	—	—	—
愛知県岡崎市	矢作天神	東海旅客鉄道(株)	東海道線	県道	岡崎環状線	第2条第1号	—	—	—	—	—
愛知県安城市	東福荷	東海旅客鉄道(株)	東海道線	市道	明治本安城線	第2条第1号	—	—	—	—	—
愛知県安城市	第1西尾街道	東海旅客鉄道(株)	東海道線	市道	明治本朝日線	第2条第1号	—	—	—	—	—
愛知県安城市	新安城3号	名古屋鉄道(株)	名古屋本線	市道	今本篠目線	第2条第1号	第2条第9号	—	—	—	—
愛知県安城市	新安城1号	名古屋鉄道(株)	名古屋本線	市道	東栄住吉線	第2条第1号	第2条第3号	第2条第9号	—	—	—
愛知県安城市	宇頭12号	名古屋鉄道(株)	名古屋本線	県道	豊田安城線	第2条第1号	—	—	—	—	—
愛知県東海市	新日鉄前1号	名古屋鉄道(株)	常滑線	市道	東海17号線	第2条第10号	—	—	—	—	—
愛知県東海市	南加木屋14号	名古屋鉄道(株)	河和線	市道	三ツ池線	第2条第2号	第2条第8号	—	—	—	—
愛知県東海市	南加木屋5号	名古屋鉄道(株)	河和線	市道	加木屋大池線	第2条第8号	—	—	—	—	—
愛知県東海市	南加木屋8号	名古屋鉄道(株)	河和線	市道	冬至池南線	第2条第10号	—	—	—	—	—

踏切道改良促進法施行規則（抄）

（踏切道指定基準）

第二条 踏切道改良促進法（以下「法」という。）第三条第一項の規定により改良すべきものとして指定を行う踏切道は、次のいずれかに該当する踏切道とする。

- 一 一日当たりの踏切自動車交通遮断量が五万以上のもの
- 二 一日当たりの踏切自動車交通遮断量と一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量の和が五万以上で、かつ、一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量が二万以上のもの
- 三 一時間の踏切遮断時間が四十分以上のもの
- 四 踏切道における歩道（道路の一般通行の用に供することを目的とする部分のうち、車道（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第四号に規定する車道をいう。以下同じ。）以外の部分をいう。以下同じ。）の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの
 - イ 踏切道に接続する道路の車道の幅員が五・五メートル以上のもの
 - ロ 踏切道における歩道の幅員と踏切道に接続する道路の歩道の幅員との差が一メートル以上のもの
 - ハ 踏切道における自動車の一日当たりの交通量が千以上（踏切道が通学路である場合には、五百以上）のもの
 - ニ 踏切道における歩行者及び自転車の日当たりの交通量が百以上（踏切道が通学路である場合には、四十以上）のもの
- 五 踏切道における歩道の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの
 - イ 踏切道の幅員が五・五メートル未満のもの
 - ロ 踏切道の幅員と踏切道に接続する道路の幅員との差が二メートル以上のもの

ハ 前号ハ及びニに該当するもの

六 踏切道を通過する列車の速度が百二十キロメートル毎時以上のものであって次のいずれかに該当するもの

イ 踏切遮断機が設置されていないもの

ロ 踏切支障報知装置が設置されていないもの（自動車が通行できるものであって、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四条第一項の規定により自動車の通行が禁止されているもの（禁止される予定のものを含む。）以外のものに限る。）

七 直近五年間において二回以上の事故が発生したもの

八 通学路であるものであって幼児、児童、生徒又は学生の通行の安全を特に確保する必要があるもの

九 付近に老人福祉施設、障害者支援施設その他これらに類する施設があるものであって高齢者又は障害者の通行の安全を特に確保する必要があるもの

十 前各号に掲げるもののほか、踏切道における交通量、事故の発生状況、踏切道の構造、地域の実情その他の事情を考慮して、踏切道の改良による事故の防止又は交通の円滑化の必要性が特に高いと認められるもの

愛知県踏切道改良協議会合同会議 会場のご案内



- ・ 地下鉄名城線 「市役所」 駅5番出口から徒歩5分
- ・ 地下鉄鶴舞線・桜通線 「丸の内」 駅1番出口から徒歩10分